

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(V-3-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること(施策目標V-3-1) 基本目標V:意欲のあるすべての人が働く事ができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標3:労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>職業安定局 雇用開発企画課 就労支援室 労働移動支援室 高齢者雇用対策課 障害者雇用対策課 外国人雇用対策課 人材開発統括官付 若年者・キャリア形成支援担当参事官室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>雇用開発企画課長 宮原 真太郎 就労支援室長 伊藤 浩之 労働移動支援室長 小林 学 高齢者雇用対策課長 五百旗頭 千奈美 障害者雇用対策課長 小野寺 徳子 外国人雇用対策課長 石津 克己 参事官(若年者・キャリア形成支援担当) 河嶋 正敏</p>
<p>施策の概要</p>	<p>① 高齢者雇用 ・ 高齢者については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高齢法」という。)に基づき、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入が企業に義務付けられているが、令和元年6月1日時点で、31人以上規模企業の99.8%で、①65歳までの定年引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のうちいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を実施済みである。 ・ 生涯現役社会の実現に向けた環境を整備するため、65歳以上の定年延長や雇用継続制度の導入、高年齢者の雇用管理制度の整備等や高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対しては、助成金を支給し、企業における高年齢者の就労を促進している。また、働く意欲のある高年齢求職者の再就職支援のため、全国の主要なハローワークに「生涯現役支援窓口」を設置し、65歳以上が活躍できる求人の開拓等を推進するとともに、高年齢退職予定者のキャリア情報等を登録し、その能力の活用を希望する企業に対して紹介する「高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業」におけるマッチングを実施している。 ・ 高年齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大のため、地方自治体を中心となって設置された協議会等からの提案により、地域の様々な機関が連携して、高齢者の就業を促進する「生涯現役促進地域連携事業」を実施し、高年齢者の雇用・就業に向けた地域の取組を支援している。 ・ また、人手不足の悩みを抱える企業を一層強力に支えるため、シルバー人材センターにおけるマッチング機能を強化するとともに、女性会員の拡充を含めたシルバー人材センターの機能強化を図ることとしている。</p> <p>② 障害者雇用 ・ 障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づき、障害のある人の就労意欲が高まっている中で、障害のある人が、希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることが普通の社会、障害のある人と共に働くことが当たり前の社会の実現に向けて、障害者雇用対策の一層の充実を図っていくことを目的として、以下のような取組を実施している。 1) 公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の強化 令和2年4月1日に改正障害者雇用促進法が施行され、公務部門における障害者雇用を推進するため、各府省等向けのセミナー・職場見学会等を実施するとともに、雇用する障害者の定着支援を一層推進するため、ハローワーク等に配置する職場適応支援者を増員し、支援体制の強化を図る。また、本省においても、障害特性に応じた個別支援、障害に対する理解促進のための研修等を行う。加えて、雇用の分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務の履行確保のため、各種の支援により事業主の理解を図り、適切な取組を推進する。 2) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化 優良中小事業主に対する認定制度及び特例給付金制度について、適切かつ円滑に施行されるよう、必要な周知・啓発を行う。また、ハローワークと地域の関係機関が連携し、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化を図る。 3) 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化 精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者についてハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進する。特に、精神障害者に対する就労支援を推進するため、就労パスポートの普及促進を図るとともに、精神科医療機関とハローワークとの連携による支援等を行う。また、精神・発達障害者しごとサポーターにより、職場における精神障害者・発達障害者を支援する環境づくりを推進する。</p> <p>③ 若年者雇用 ・ 若年者については、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づき、1)若者の適職選択に資するよう、職場情報の積極的な提供、2)一定の労働関係法令違反の求人者について、ハローワークなどでの新卒求人への不受理、3)若者の雇用管理が優良な中小企業についての認定制度(ユースエール認定)により、若者の適職選択と企業が求める人材の円滑な採用の支援等を実施している。 ・ また、新卒者・既卒者(卒業後おおむね3年以内の者)専門の「新卒応援ハローワーク」において、広域的な求人情報の提供や、就職支援セミナー・面接会を実施しており、学生や既卒者の支援を専門に行う相談員である就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制を基本とした個別相談、求人者の紹介等就職までの一貫した支援を行うとともに、大学等との連携による学校への出張相談等を行っている。 ・ このほか、フリーターの正社員就職の支援拠点として「わかものハローワーク」等で、担当者制による個別相談支援、正社員就職に向けたセミナーやグループワーク等各種支援、就職後の定着支援を実施している。</p> <p>④ 外国人雇用 ・ 外国人については、労働施策総合推進法(昭和41年法律第132号)に基づき、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」(以下「外国人雇用管理指針」という。)を策定し、ハローワーク等において、外国人を雇用する事業主に対し、雇用管理の改善に向けた助言・指導等を行っている。 ・ 近年、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足が深刻化していることから、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築するため、新たな在留資格の創設を柱とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(平成30年法律第102号)が平成31年4月1日に施行され、新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが開始された。これにあわせて、外国人雇用管理指針の見直しを行い、近年の労働関係法令の改正内容を含め、事業主が遵守すべき事項等を盛り込み、事業主等への周知・啓発に取り組んでいる。 ・ また、外国人雇用サービスセンターを中心とした専門的・技術的分野の外国人の就業促進や、外国人雇用サービスセンター及び留学生コーナーにおける留学生の国内就職の促進、日系人等の外国人求職者に対するきめ細かな支援を実施している。</p> <p>⑤ その他生活困窮者等の就労支援 ・ ハローワークが自治体と連携して生活保護受給者・生活困窮者等の就労に向けた支援を実施するとともに、就職後の職場定着支援を実施し、就労による自立を促進している。</p> <p>○ このほか、新型コロナウイルス感染症対策として、以下を実施している。 ・ 障害者就業・生活支援センターにおける就業支援の強化 ・ 新卒応援ハローワークに「新卒者内定取消等特別相談窓口」を設置し、内定取消し等にあった学生等への相談、就職あっせん等の支援の強化 ・ 外国人労働者に係る相談支援体制等の強化</p>				

施策実現のための背景・課題	1	人口の減少と高齢化の進展により労働力人口が大幅に減少することが懸念される中、意欲ある高齢者が年齢に関わりなく、生涯現役で働き続けることができる社会の実現に向けた取組みの推進が求められている。
	2	障害者の雇用者数が過去最高を更新している中で、特に職場定着支援に課題の多い精神障害者の就職件数の増加に対応するため、雇入れ支援に加えて、雇用された後の職場での定着支援についても充実・強化することが求められている。このため、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等を中心とする法定雇用率未達成企業に対して、求人ニーズに適合した求職者の開拓等の準備段階から採用後の定着支援まで一貫した「企業向けチーム支援」を実施し、企業の障害者雇用における支援を行う。また、発達障害者、難病患者などについても、新規求職申込件数、就職件数ともに増加しており、引き続き、それぞれの障害特性に応じたきめ細かな支援を行う。
	3	新規学卒者の就職率の改善が進む一方で、就職を希望しながらも未就職のまま卒業する若者や、就職後も大卒者の3割、高卒者の4割が卒業後3年以内で離職している状況がある。また、フリーター数は減少傾向にあるものの、依然として多くの若者が不安定な雇用に就いており、非正規雇用に就いた理由として「正規の職員・従業員の仕事がない」と回答した不本意非正規の割合も、他の年齢層に比べて若年層では高くなっている。
	4	在留外国人の増加やその多国籍化・多言語化に伴い、ハローワーク等における相談体制を整備し、円滑な就職活動が可能となるようきめ細かな支援が必要とされている。
	5	高齢者・障害者等に加え、母子家庭の母、生活保護受給者などの様々な就職が困難な者の雇用機会の確保を図ることが求められる。
各課題に対応した達成目標	目標1 (課題1)	定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保を図ること 人口減少社会のなか、我が国の成長力を確保していくためにも、意欲のある高齢者が年齢にかかわらず活躍できる生涯現役社会を実現するため。
	目標2 (課題2)	障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進を図ること 特に職場定着支援に課題の多い精神障害者の就職件数の急増や、新規求職申込件数、就職件数ともに増加している発達障害者、難病患者などについても、引き続き、それぞれの障害特性に応じたきめ細かな支援を行うことが求められるため、①多様な障害特性に応じた就労支援の推進、②障害者及び企業への職場定着支援の強化、③障害者差別禁止及び合理的配慮の提供に係る事業主支援と相談支援の実施等を行う必要があるため。
	目標3 (課題3)	若年者の雇用の安定・促進を図ること 若年者の雇用の安定・促進を図ることで、若年労働力が減少する中で、次世代を担う若者が安定した雇用の中で経験を積みながら職業能力を向上させ、働き甲斐をもって仕事に取り組んでいくことができるようにするため。
	目標4 (課題4)	外国人材の安定した就労を図ること 相談体制の多言語化を進めつつ、様々な在留資格を有する外国人について円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定を図ることが必要とされているため。また、我が国で就職を希望する留学生に対し、より一層の就職支援が必要であるため。
	目標5 (課題5)	就職困難者等の円滑な就職等を図ること 高齢者・障害者に加え、母子家庭の母、生活保護受給者などの様々な就職が困難な者の雇用機会の確保を図る必要があるため。

達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
①	生涯現役支援窓口での就労支援チームによる就労支援を受けた65歳以上求職者の就職件数(アウトカム)	—	—	32,577件	令和2年度	9,275件	19,342件	25,741件	32,577件	—	生涯現役社会の実現に向けては、特に65歳以上の雇用・就業機会の確保が重要である。そのため、高齢者の就労支援を実施している「生涯現役支援窓口」での就労支援チームによる支援対象者のうち65歳以上の高齢求職者の就職件数を測定指標とした。目標値については、令和元年度の実績と窓口設置箇所数の増加(240→300箇所)を踏まえて設定した。(参考)平成28年度:5,653件
2	シルバー人材センター会員の就業数(アウトプット)	—	—	70,000,000人日以上	令和2年度	71,000,000人日以上	71,000,000人日以上	70,000,000人日以上	70,000,000人日以上	—	シルバー人材センター会員の就業数は、シルバー人材センターの会員がどれだけ就業機会を提供されたかを計る指標として、もっとも適切な指標である。目標値については、平成30年度の実績を踏まえて設定した。(参考)平成27年度:69,847,066人日、平成28年度:70,540,968人日
3	65歳～69歳の就業率(アウトカム)	46.6%	平成30年度	51.6%	令和7年度	—	—	—	—	—	人生100年時代を迎え、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要である。その際、65歳から70歳までの就業機会の確保については、65歳までと異なりそれぞれの高齢者の特性に応じた活躍のため、多様な選択肢を整備することで、70歳までの就業機会を確保することを目指しているため、指標として設定した。なお、目標値は、成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)における目標値と同じ値を設定している。
達成手段1		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度								
(1)	高齢者就業機会確保等事業費(昭55年度)	153.4億円 (133.5億円)	170.6億円 (148.2億円)	172.0億円	2	高齢法第44条に基づき、都道府県知事の指定を受けたシルバー人材センター連合の運営に必要な経費等について地方公共団体の補助金額を上限として補助するとともに、人手不足分野や育児・介護等の現役世代を支える分野での就業に必要な技能を付与すること等により、当該分野の担い手を確保・育成するための技能講習等を実施する。 また、シルバー人材センター事業の健全な発展を図るとともに、適正な運営の確保等を目的として、高齢法第46条に基づき厚生労働大臣の指定を受けた法人(全国シルバー人材センター事業協会)に対する補助(補助率1/2相当)を行うとともに、シルバー人材センター連合の管理運営等に関する実地指導、相談援助等を実施する。					564
(2)	高齢者スキルアップ・就職促進事業(平成29年度)	18.0億円 (12.1億円)	9.3億円 (7.6億円)	廃止	—	高齢者が経験のない分野等で円滑に再就職できるよう、就職が見込まれる分野における職場見学、職場体験や必要な能力を習得させるための技能講習を実施することにより、高齢者の雇用の機会の確保に寄与する。					608
(3)	生涯現役支援窓口事業(平成25年度)	15.0億円 (14.0億円)	19.3億円 (18.3億円)	27.6億円	1	全国の主要なハローワークに生涯現役支援窓口を設置し、特に65歳以上の高齢求職者等に対して職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる就労支援を総合的に行うことで、高齢者の安定した雇用の確保に寄与する。					596
(4)	65歳超雇用推進助成金(平成28年度)	43.7億円 (28.2億円)	39.6億円 (18.8億円)	40.0億円	—	66歳以上の継続雇用延長・65歳以上の年齢までの定年引上げ、高齢者の雇用管理制度の整備や高齢者の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対して助成を行うことにより、企業における高齢者の雇用の確保に寄与する。					606
(5)	生涯現役促進地域連携事業(平成28年度)	18.6億円 (13.6億円)	26.9億円 (17.7億円)	30.6億円	—	地方公共団体を中心に構成された協議会からの提案に基づき、地域の高齢者の多様なニーズに対応した雇用に資する事業を行うことにより、高齢者の就業機会の確保に寄与する。					595
(6)	就労支援団体育成モデル事業(平成29年度)	1.2億円 (0.7億円)	0.9億円 (0.7億円)	0.3億円	—	業界団体や企業OB会等が企業等から仕事を受注し、それらの実施を高齢者に依頼する形で、高齢者に就業機会を提供するモデル事業を実施することにより、高齢者の就業機会の確保に寄与する。					607
(7)	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)(昭56年度)	467.9億円 (394.7億円)	455.2億円 (408.9億円)	477.0億円	—	高齢者や障害者など就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)により、高齢者、障害者、その他の就職困難者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用の促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					568
(8)	特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)(平成20年度)	56.2億円 (85.0億円)	56.2億円 (95.3億円)	95.2億円	—	雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、公共職業安定所等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。 特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)により、65歳以上の離職者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用の促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。					569
(9)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金(平成15年度)	143.0億円 (143.0億円)	139.6億円 (139.6億円)	146.2億円	—	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営に係る経費。高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。					574
(10)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備補助金(平成16年度)	2.9億円 (1.0億円)	4.0億円 (2.4億円)	4.2億円	—	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備(障害者職業センターに係るもの)の整備又は改修のための経費。 障害者職業センターの整備により、障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。					575

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
③ 公共職業安定所における就職件数(障害者)(アウトカム)	97,814件	平成29年度	前年度実績(103,163件)以上	令和2年度	前年度実績(93,229件)以上	前年度実績(97,814件)以上	前年度実績(102,318件)以上	前年度実績(103,163件)以上	-	障害者の雇用の促進を図るためには、ハローワークが中心となり、障害者の障害特性に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施することが重要であることから、ハローワークの就職件数を測定指標として設定した。また、令和2年度の目標値については、令和元年度の実績見込みを上回ることを目標として設定した。 (参考)平成28年度:93,229件
④ 障害者の雇用率達成企業割合(アウトカム)	45.9%	平成30年度	46.7%以上(法定雇用率0.1%引上げの影響を踏まえ設定)(令和2年6月1日現在)	令和2年度	46.5%以上	前年度実績と比較して1.5%pt以上上昇(平成30年6月1日現在)	前年度実績と比較して1.4%pt以上上昇(令和元年度6月1日現在)	46.7%以上(法定雇用率0.1%引上げの影響を踏まえ設定)(令和2年6月1日現在)	-	民間企業における障害者雇用は着実に進展しているものの、依然として過半数の企業が雇用率未達成の状況である。今後、更なる障害者の雇用の安定・促進を図るためには、引き続き、企業に対する雇用率達成指導に努める必要があることから、雇用率制度の達成企業割合を測定指標として設定した。雇用率達成企業の割合は、従来、過去10年(制度改正のあった2011年及び2013年を除く)の平均伸び率以上の水準を目標として設定していたが、今年度目標については、今年度中に引上げが予定されている法定雇用率0.1%の引上げの影響を考慮して設定した。 (参考)平成29年度:50.0%、平成30年度45.9%、令和元年度48.0%
⑤ 精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階(※)へ移行した者の割合 ※ 就職(トライアル雇用含む)、職業紹介、職業訓練・職場適応訓練へのあつせん(アウトカム)	70.9%	平成26年度～平成28年度	70.9%以上	令和2年度	70%以上	73.4%以上	74.3%以上	70.9%	-	障害への受容や認知が不十分であるなど、就職に当たって困難性を有する者を支援することは、障害者の雇用の安定・促進を図る上で重要であることから、精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職実現に向けた次の段階へ移行した者の割合を測定指標として設定した。 令和2年度の目標は、直近3ヶ年平均を踏まえた数値として設定した。 ※就職を重視した支援を明確にするため、職業紹介を行った時点で次の段階へ移行したものとするなど、令和2年度より目標値の設定の仕方を変更。 (参考:変更後の実績)平成29年度:69.0%、平成30年度:70.4%、令和元年度:73.3%

達成手段2		予算額(執行額)		令和2年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(11)	障害者トライアル雇用事業(平成11年度)	11.6億円(10.6億円)	14.5億円(14.5億円)	12.8億円	3.4	公共職業安定所等の紹介により、障害者を1週間の就業時間20時間以上で試行雇用(※1)する事業主に対して、対象障害者1人当たり1か月4万円(精神障害者について、雇入れから3か月間の場合は月最大8万円)の助成金を支給する。また、精神障害者等の中には、日によって仕事の出来や体調に波があるため常用雇用で働けるようになるには一定程度の期間を要すること、直ちに20時間以上の就業時間で勤務するのは難しいこと等の障害特性があることから、公共職業安定所等の紹介により、短時間の試行雇用(※2)を行う事業主に対して、対象障害者1人当たり1か月4万円の助成金を支給する。 (※1)試行雇用は原則3か月間(精神障害者については最大12か月)とし、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結する。 (※2)試行雇用は3か月から最大12か月間とし、事業主と対象障害者との間で試行雇用当初は1週間の就業時間10時間以上20時間未満で、順次20時間以上を目指すことを内容とする有期雇用契約を締結する。	565
(12)	障害者就業・生活支援センターによる地域における就労支援(平成14年度)	80.2億円(71.8億円)	83.5億円(75.6億円)	85.1億円	3.4	障害者の身近な地域において、就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施し、職場定着支援を行う。 【就業支援】 ○ 就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあつせん) ○ 求職活動支援 ○ 職場定着支援 ○ 事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言 等	571
(13)	特定求職者雇用開発助成金(障害者初回雇用コース)(平成20年度)	1.4億円(1.7億円)	2.8億円(1.7億円)	1.8億円	3.4	ハローワーク等の紹介により、障害者雇用の経験のない中小企業が初めて障害者を雇用し、当該雇入れにより法定雇用率を達成する場合に、助成金を120万円支給する。中小企業では、障害者雇用が低水準にある状況であることなどから、障害者の雇用経験のない中小企業で、初めて身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用した場合に助成金を支給することにより、中小企業の障害者雇用の促進を見込んでいる。	570
(14)	障害者雇用促進関係経費(平成19年度)	23.4億円(22.1億円)	22.9億円(21.8億円)	25.9億円	3.4	事業主等に対しては、障害者雇用の取組段階に応じたきめ細かな雇用率達成指導を行うことにより、障害者の雇用機会の拡大を図り、また、公共職業安定所の障害者の求職者に対しては、地域の関係機関と連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う「障害者向けチーム支援」を推進することにより、マッチング機能等の充実強化を図り、障害者雇用率の達成と相まって障害者の雇用促進を図る。	586
(15)	障害者等の職業相談経費(平成18年度)	31.0億円(27.7億円)	33.1億円(29.4億円)	33.9億円	3,4,5	ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター(障害者支援分)等を配置し、求職者一人ひとりの障害特性に十分配慮しつつ、その適性に応じた専門的支援を行う。また、精神障害者については、カウンセリングスキルの高い専門的資格を有する者等を精神障害者雇用トータルサポーターとして配置を行うことなどにより、障害者の就職促進、職場定着を図る。	587
(16)	障害者雇用状況等の調査(昭和52年度)	0.4億円(0.3億円)	0.3億円(0.3億円)	0.4億円	4	障害者の雇用の促進法に基づく障害者雇用状況報告を実施し、同法で定められた障害者雇用義務の履行状況を把握するとともに、同法の適切な運営を図ることにより、障害者の雇用の安定・促進に寄与するため、必要な様式等の印刷・事業主への送付を行い、提出された報告内容を集計する。障害者雇用状況報告に必要な様式等を印刷し、事業主あてに送付する。事業主から提出された報告内容を集計する。障害者雇用促進法に基づく障害者雇用状況報告を実施し、同法で定められた障害者雇用義務の履行状況を把握するとともに、同法の適切な運営を図ることにより、障害者の雇用の安定・促進に寄与する。	588

(17)	発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化 (平成18年度)	6.1億円 (5.3億円)	6.3億円 (5.6億円)	7.0億円	3	若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムについては、ハローワークに就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)を配置し、発達障害等の要因などによりコミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者について、希望や特性に応じて専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、個別の相談・支援を実施する。また、発達に対する専門的支援については、ハローワークに発達障害者雇用トータルサポーターを配置し、発達障害者に対する就職準備段階から職場定着までの一貫した専門的支援を実施する。 以上により、ハローワークにおける発達障害者に対する支援を実施することで、発達障害者の雇用の促進と安定を図る。	589
(18)	難病相談・支援センターと連携した就労支援の強化 (平成25年度)	1.8億円 (1.4億円)	1.9億円 (1.6億円)	2.2億円	3	ハローワークに「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細かな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を実施し、難治性疾患患者の雇用促進を図る。	598
(19)	福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業 (平成25年度)	3.0億円 (2.4億円)	3.2億円 (2.6億円)	3.4億円	3.4	各労働局に職場実習先の確保、あっせん及び一般雇用に対する意識啓発を専門的に取り扱う就職支援コーディネーター(一般雇用移行分)等を配置し、関係機関等と連携しながら職場実習を総合的かつ効果的に推進するとともに、就労支援セミナー、事業所見学会等を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進する。 障害者の一般企業への雇用が進む中で、一般企業で勤務したことの無い障害者やその保護者等、障害者を雇用する側の企業、特に中小企業においては、障害者の雇用・就労に関し不安を抱えていることから、労働局やハローワークが中心となって職場実習先の確保、あっせん及び一般雇用に対する意識啓発を行い、それぞれの不安を解消することによって障害者雇用の一層促進を目指す。	599
(20)	改正障害者雇用促進法施行経費 (平成25年度)	0.04億円 (0億円)	0.04億円	0	—	平成28年4月に施行された改正障害者雇用促進法に基づく雇用分野における障害を理由とする差別の禁止や職場における合理的配慮の提供等について、その適切な実施が図られるためには、障害者を雇用する事業主をはじめ、障害者本人、障害者と同じ職場で働く他の労働者等が、法の趣旨を理解することが必要である。このため、広く制度について周知を行うことを目的として、ポスターを作成し、ハローワーク等に掲示することで制度の認知度向上を図る。	—
(21)	障害者雇用安定助成金 (平成25年度)	18.5億円 (11.6億円)	16.8億円 (14.0億円)	13.2億円	3	障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる事業主に対して、講じた措置に応じた額を支給する。また、職場適応援助者(ジョブコーチ)による援助を必要とする障害者のために、支援計画に基づいた職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して、支援を行った日数又は月数に応じた額を支給する。	600
(22)	特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース) (平成25年度)	6.2億円 (5.3億円)	5.5億円 (5.6億円)	5.9億円	3	発達障害者及び難治性疾患患者を新たに雇用する事業主に対して助成を行うことにより、発達障害者及び難治性疾患患者の雇用の促進及び職業の安定を図る。	601
(23)	障害者に対する差別禁止及び合理的配慮に係るノウハウ普及・対応支援事業 (平成26年度)	0.6億円 (0.6億円)	0.7億円 (0.6億円)	0.6億円	3.4	障害者雇用に関する専門相談窓口を設置し、窓口での相談や企業訪問により、障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務への対応を始めとする企業が抱える課題に対して、個々の企業の実情に応じた対応支援を行うことにより、障害者の雇用の安定・促進を図る施策目標の達成に寄与する。	603
(24)	人材開発支援助成金(障害者職業能力開発助成コース) (平成30年度)	6.4億円 (6.3億円)	6.4億円 (5.9億円)	5.6億円	3.4	民間の事業主、社会福祉法人などが、重度視覚障害者、重度知的障害者、精神障害者等に対する長期間の教育訓練を行う場合に、訓練に使用する施設・設備(教室、福祉施設など)の設置等に要する費用や訓練の運営に要する経費(訓練指導員の手当、訓練の教材費など)を助成することで障害者の雇用の安定・促進を図る。	560
(25)	障害者のサテライトオフィス勤務導入推進事業(平成30年度)※廃止	0.2億円 (0.1億円)	—	—	—	精神障害者をはじめ障害者の中には、障害特性により長時間の通勤が困難である者も多く、職業能力は十分にあっても通常の職場での勤務ができない場合がある。こうした障害特性に配慮した環境を整えたサテライトオフィスにおいて勤務することが定着促進に有効なケースがあると考えられ、導入のための具体的な方法や雇用管理のノウハウ等を整理したマニュアルを作成するとともに、事業主に広く周知することで、障害者のサテライトオフィス勤務導入を推進する。	—
(26)	医療機関と連携した精神障害者の就労支援事業 (平成28年度)	2.1億円 (1.8億円)	2.2億円 (1.9億円)	2.4億円	5	ハローワークと医療機関が協定を締結し、両者が連携して当該医療機関を利用する精神障害者の就労支援を実施する事業を行い、支援対象者の効果的かつ効率的な就職の実現を目指す。この取り組みにより各地域における精神障害者の一層の雇用促進及び職場定着を図る。	605
(7)	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース) (昭和56年度)(再掲)	467.9億円 (394.7億円)	455.2億円 (408.9億円)	477.0億円	—	高齢者や障害者など就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)により、高齢者、障害者、その他の就職困難者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用の促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	568
(27)	職業評価部門施設経費 (昭和54年度)	0.7億円 (0.2億円)	0.6億円 (0.1億円)	0.5億円	—	障害者の雇用の促進等に関する法律第19条に基づき設置及び運営する広域障害者職業センター(国立職業リハビリテーションセンター及び国立吉備高原職業リハビリテーションセンター)の土地借料及び改修工事等に係る経費。広域障害者職業センターの運営により障害者の職業生活における自立を促進する。	572
(9)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金(平成15年度)	143.0億円 (143.0億円)	139.6億円 (139.6億円)	146.2億円	—	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営に係る経費。高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。	574
(10)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金(平成16年度)	2.9億円 (1.0億円)	4.0億円 (2.4億円)	4.2億円	—	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備(障害者職業センターに係るもの)の整備又は改修のための経費。 障害者職業センターの整備により、障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。	575
(28)	在宅就業障害者支援推進事業 (平成29年度)※廃止	0.2億円 (0.1億円)	—	—	—	障害のある人の在宅就業を支援する団体への業務受注ノウハウの提供を行うとともに、マッチングや業務発注促進のため企業等への周知・広報活動を行い、在宅就業を希望する障害者の安定的な就業機会の確保を図る。	—
(29)	精神・発達障害者しごとサポーターの養成(平成29年度)	0.6億円 (0.2億円)	0.6億円 (0.2億円)	0.5億円	—	広く一般労働者を対象とし、職場において精神・発達障害者を支援する応援者(精神・発達障害者しごとサポーター)を養成し、職場におけるこれら障害者を支援する環境づくりに取り組むことにより、精神・発達障害者の職場定着を一層推進する。	609
(30)	精神障害者等就労パスポートの整備・普及 (令和元年度)	—	0.08億円 (0.02億円)	0.05億円	—	就労に向けた情報共有フォーマット(就労パスポート)の普及を図ることにより、採用選考時等における精神障害者等本人、支援機関、事業主の間の情報共有と連携を進めるとともに、就職後に障害の特性や、一人ひとりの傾向等に対応した支援の提供を可能とし、長く安定的に働き続けられるような職場環境整備を促進する。	611
(31)	公務部門における障害者雇用に関する基本方針に係る支援 (令和元年度)	—	1.5億円 (1.2億円)	4.1億円	—	各府省に就職した障害者の職場適応を推進するため、ハローワーク等に配置した職場適応支援員が職場を訪問し、障害者に対する業務遂行力やコミュニケーション能力の向上を図るための支援、各府省の人事担当者や同僚等に対する職務や職場環境の改善の助言等を実施する。また、障害者が働きやすい環境作りを行うため、セミナーや見学会等を開催し、障害者に対する正しい理解の促進や、採用後の職場定着支援を図っていく。	612

達成目標3について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値					
						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
⑥	ハローワークの職業紹介により正社員に結びついたフリーターの数(アウトカム)	-	-	126,000	令和2年度	292,000	289,000	255,000	126,000	-	いったんフリーターとなってしまうと、正社員での就職が困難となり、フリーターから離脱できない者も依然として多数存在することから、ハローワークにおけるきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、フリーターの正社員就職を支援する必要がある。そのため、ハローワークの職業紹介により正社員に結びついたフリーターの数を選択し、目標設定については、支援対象者数の推移等を勘案し、算出する。 (参考)平成27年度実績:32.6万人、平成28年度実績:30.8万人
⑦	わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーターのうち、正社員として就職した者の割合(アウトカム)	-	-	66%	令和2年度	-	-	-	66%	-	フリーター支援事業について、より適切に効果を測定できるアウトカム目標を設定するため、わかものハローワーク、支援コーナー、支援窓口を利用して就職したフリーターのうち、正社員として就職した者の割合を令和2年度から指標として設定した。 (参考)平成27年度実績:—、平成28年度実績:—
⑧	就職支援ナビゲーター(旧:学卒ジョブサポーター)の支援による正社員就職者数(アウトカム)	-	-	178,000	令和2年度	191,000	169,000	182,000	178,000	-	新卒者等の就職環境は改善傾向にあるものの、就職支援ナビゲーター(旧:学卒ジョブサポーター)によるきめ細かな就職支援・求人開拓により、一人でも多くの新卒者等が再就職出来るよう取組を促進する必要があるため、指標として選定した。目標設定については、支援対象者の推移等を勘案し、算出する。 (参考)平成27年度実績:20.6万人、平成28年度実績:19.2万人
達成手段3		予算額(執行額)		令和2年度	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	予算額							
(32)	新卒者等に対する就職支援(昭和51年度)	89.0億円(77.3億円)	86.9億円(78.8億円)	96.3億円	7	新卒応援ハローワーク等に就職支援ナビゲーター(旧:学卒ジョブサポーター)を配置し、学校訪問等により大学・高校等新卒者等に対する求人情報の提供、個別相談等きめ細かな就職支援を実施する。さらに、就職支援のためのセミナーや企業と新卒者等とのマッチングの機会等を設けるため就職面接会等を開催するとともに、就職後の定着支援を実施する等により施策目標達成に寄与する。					582
(33)	フリーター支援事業(平成23年度までは「フリーター等正規雇用化支援事業」)(平成17年度)	32.1億円(30.1億円)	32.1億円(30.2億円)	29.7億円	6	全国28か所のわかものハローワーク等を拠点に就職支援ナビゲーター等を配置し、フリーターに対して正規雇用化に向けた就職プランを作成し、担当者制による個別支援、正規雇用に向けたセミナーやグループワーク等各種支援や就職後の職場定着支援を実施することにより施策目標達成に寄与する。					592
(34)	若年者地域連携事業(平成16年度)	12.4億円(11.0億円)	12.5億円(11.1億円)	12.5億円	—	都道府県が主体的な取組として、若年者に対するカウンセリング、情報提供等の一連の就職関係サービスをワンストップで提供するサービスセンター(通称:ジョブカフェ)において、都道府県からの要望に応じ、公共職業安定所を併設し職業紹介を実施するとともに、地域の実情に応じた様々な就職支援を展開するため、企業説明会や各種セミナーの実施等の若年者地域連携事業を民間団体に委託して実施する。地域における主体的な取組による就職支援を展開することにより、地域の若年者の雇用の安定・促進を図る。					583
(35)	トライアル雇用助成金事業(平成25年度)	23.6億円(18.2億円)	10.8億円(10.6億円)	12.0億円	—	職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間(原則3か月)試用雇用した事業主に対して、トライアル雇用助成金を支給する。					594
達成目標4について											
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値					
						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
⑨	外国人コーナー等を利用した外国人求職者の就職件数(アウトカム)	-	-	15,300	令和2年度	-	-	14,595	15,300	-	今後外国人労働者が増加していくことが見込まれる中で、受け入れる外国人材が安定した就労を確保できるよう、外国人求職者のニーズを的確に把握し、職業紹介・相談を実施する必要がある。 ハローワークにおいては、高度外国人材を対象とした外国人雇用サービスセンター、日本で就職を希望する留学生を対象とした留学生コーナー、日系人等の身分に基づく在留資格の外国人を対象とした外国人雇用サービスコーナーを設置しており、これらの外国人コーナー等を利用して就職した外国人求職者の数を指標として選定した。 令和2年度の目標設定については、過去の実績を踏まえ設定。

達成手段4		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年 度	令和元年 度				
(36)	外国人雇用サービスセンター等運営費 (平成14年度)	20.4億円 (18.7億円)	23.3億円 (21.6億円)	26.1億円	8	以下の事業の実施を通して、外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。 ① 我が国での就労を希望する留学生や専門的・技術的分野の外国人に対し、専門的な職業相談・紹介を行うとともに、これら外国人を雇用する事業主等に対し雇用管理改善指導・援助等を行う機関として、東京、名古屋、大阪及び福岡に外国人雇用サービスセンターを設置し、求人者、求職者双方に対するサービスを実施。 ② 外国人求職者の多い公共職業安定所に外国人雇用サービスコーナーを設置し、英語、中国語、ポルトガル語等の通訳及び職業相談員を配置し、職業相談求人開拓などを実施。各地域の実情を踏まえ、対応言語の追加の検討を行うほか、多言語翻訳システムについて試行的に導入し、その効果を測定することにより、ハローワークにおける相談体制等の更なる整備を図ることとしている。 ③ 日系人の就労の適正を図るため、南米最大の日系人居住地であるブラジル・サンパウロの現地法人を通じた来日前の日系人に対する情報提供等の実施。 ④ 民間企業に委託し、日本で定着して仕事を継続することを希望する者を対象として、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を実施する外国人就労・定着支援研修事業を実施。令和2年度は、実施地域及び対象者数の拡充を図ることとしている。 ⑤ 民間団体に委託し、企業向けのセミナー・無料相談会の開催、外国人留学生向けの企業説明会・交流会の開催等、北海道地域における外国人留学生の採用を検討する企業及び外国人留学生に対する各種支援メニューの実施。 ⑥ 多言語コンタクトセンターを設置し、電話通話による外国語での職業相談等に対応できる体制を確保。令和2年度より多言語コンタクトセンターの対応言語について、3か国語を新たに追加し14か国語とすることで機能強化を図る。 ⑦ 外国人雇用サービスセンター及び留学生コーナーにおいて、留学生等に対して、担当者制によるきめ細やかな相談支援を実施するほか、積極的な求人開拓や就職ガイダンスの実施、留学生等の意識啓発や事業主への相談支援等に取り組み、更なるマッチングの強化を図る。	585
(37)	難民就職促進費 (昭和55年度)	0.4億円 (0.4億円)	0.4億円 (0.3億円)	0.3億円	-	「条約難民」及び「第三国定住難民」の就労自立による定着を図るとともに、既に受け入れている「インドシナ難民」の就労の安定を図るため、定住支援施設等に職業相談員を配置して、職業相談・職業紹介を行うとともに、職場適応訓練等による支援を実施している。本事業を実施することにより、外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。	567
(38)	雇用・適正就労対策推進費 (平成5年度)	0.4億円 (0.4億円)	8.5億円 (7.7億円)	13.2億円	-	以下の事業の実施を通して、外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。 ①外国人労働者の就労地域における状況、影響等を把握するための調査を実施する。 ②外国人労働者の再就職の促進及び雇用管理の改善を図るために外国人雇用状況届出の内容、義務化に関する周知・事業主指導等を行う。	584
(39)	外国人看護師・介護福祉士受入支援 事業費 (平成19年度)	0.6億円 (0.6億円)	0.7億円 (0.7億円)	0.7億円	-	本事業は、国際厚生事業団が行う以下の事業の経費に対して交付するものであり、本事業を実施することにより、適正な受入れを通じた外国人労働者の雇用の安定・促進に寄与する。 (1)候補者に対する就労ガイダンスの実施、 (2)受入れ施設に対する就労開始前説明会の実施、 (3)巡回訪問等による外国人看護師等の就労の状況の把握・指導、 (4)外国人看護師等からの相談・苦情等への対応、 (5)受入れの枠組みに係る国内説明会の実施等周知広報、 (6)受入れ施設から提出された定期報告等を集計し厚生労働省に提出、 (7)受入れ施設及び候補者情報の管理及び必要に応じて厚生労働省への提供、 (8)相手国の送り出し調整機関との協議、 (9)その他の必要な事業	566
(40)	地域外国人材受入れ・定着モデル (令和2年度)	-	-	4.3億円	-	地域での外国人材の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体とハローワークが連携し、国内外の外国人材が適正な送出しルートを通じて円滑に地方に就職し、地域に定着できるモデル事業を実施し、その成果を他の地方公共団体における取組みの参考に供することを目的としている。 具体的には以下のような取組みを実施する。 ① 地域での外国人材の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体と都道府県労働局が雇用対策協定を締結し、外国人材に対する支援を実施。 ② 都道府県労働局及びハローワークは、当該地方公共団体に所在し、外国人材の適正な受入れを促す必要のある中小企業を対象に、受入れのルール等に関するセミナーを実施するとともに、国内外で外国人材等の募集・職業紹介を実施。 ③ 受け入れた外国人材に対して地域定着を促進するための取組みを実施。 ④ 実施して得られた好事例等を報告書にまとめ、他の地方公共団体等へ提供。	新02-054

達成目標5について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
⑩ 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の支給対象者の事業主都合離職者割合(アウトカム)	-	-	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	令和2年度	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 支給対象者0.9%<一般2.0%	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 支給対象者1.0%<一般1.8%	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 支給対象者1.2%<一般1.8%	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	助成金の支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下	本助成金は、高齢者、障害者等の就職困難者が、継続して雇用する労働者として雇い入れられることを促進することを目的としていることから、支給対象者について、雇入れ後に継続雇用が図られているか否かを評価するため、支給対象者の事業主都合離職割合が支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目標とした。 (参考)平成27年度 支給対象者1.0%<一般2.6%、平成28年度 支給対象者0.9%<一般2.3%)
⑪ 生活保護受給者等就労自立促進事業による支援対象者の就職率(アウトカム)	-	-	66.4%	令和2年度	65%	67%	67%	66.4%	-	本事業は生活保護受給者等の就労による自立促進を目的として実施していることから、本事業による就職率を測定指標として選定した。なお、令和2年度の目標値については、過去3か年度の実績を踏まえ設定した。

達成手段5		予算額(執行額)		令和2年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(7)	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)(昭56年度)(再掲)	467.9億円(394.7億円)	455.2億円(408.9億円)	477.0億円	9	高齢者や障害者など就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)により、高齢者、障害者、その他の就職困難者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用の促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	568
(8)	特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)(平成20年度)(再掲)	51.5億円(85.0億円)	56.2億円(95.3億円)	95.2億円	-	雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、公共職業安定所等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)により、65歳以上の離職者の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用の促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	569
(41)	職業転換給付金制度(昭和41年度)	5.7億円(0.4億円)	10.7億円(0.3億円)	5.3億円	-	就職が困難な失業者及び国の施策等により離職を余儀なくされた離職者等に対し、これらの失業者の生活の安定を図りながら再就職の促進を図ることを目的として、各種の給付金を支給する。 【求職者に支給するもの】 就職促進手当、訓練手当、求職活動支援費、移転費、就業支度金 【事業主に支給するもの】 職場適応訓練費、特定求職者雇用開発助成金	576
(42)	特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発コース)(平成23年度)	1.0億円(0.8億円)	0.8億円(0.6億円)	0.8億円	-	東日本大震災に係る被災離職者等を、公共職業安定所等の紹介により1年以上、継続して雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。また、対象労働者を10人以上雇入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業主につき1回、助成金の上乘せを行う。特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発コース)を支給することにより、被災離職者等の円滑な就職等が促進され、施策目標の達成に寄与するものと考えられる。	591
(9)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金(平成15年度)(再掲)	143.0億円(143.0億円)	139.6億円(139.6億円)	146.2億円	-	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営に係る経費。高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。	575
(10)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金(平成16年度)(再掲)	2.9億円(1.0億円)	4.0億円(2.4億円)	4.2億円	-	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備(障害者職業センターに係るもの)の整備又は改修のための経費。障害者職業センターの整備により、障害者の職業の安定その他福祉の増進を図ることを目的とする。	576
(43)	中国残留邦人等永住帰国者に対する就労支援事業(昭和61年度)	0.2億円(0.2億円)	0.2億円(0.2億円)	0.2億円	-	中国帰国者等に対する支援のノウハウを有する受託者が、「中国帰国者支援・交流センター」に職業相談員を配置し、センターを利用する中国帰国者等に対して、生活支援・相談、日本語指導と連動させながら職業相談等の就労支援を行うもの。なお、職業紹介は、センター近隣の公共職業安定所との連携によって行う。本事業を実施することにより、高齢者等の就業率等の向上に寄与する。	577
(44)	刑務所出所者等就労支援事業(平成18年度)	6.4億円(5.9億円)	7.0億円(6.3億円)	7.4億円	-	刑務所出所者等に対して、出所前において刑務所・少年院等と公共職業安定所の連携によって出張職業相談等を行うとともに、出所後には保護観察所等と安定所の連携によって就労支援チームを設置し、きめ細やかな就労支援を行うものである。具体的には、公共職業安定所による担当者制の職業相談、民間団体等への委託による職場体験講習、試行雇用などの就労支援メニューを実施している。本事業を実施することによりは高齢者等の就業率等の向上に寄与する。	578
(45)	アイヌ地区住民就職促進費(昭和50年度)	0.07億円(0.04億円)	0.06億円(0.03億円)	0.5億円	-	「アイヌ地区住民」に対してきめ細かい職業指導・職業紹介を実施するとともに、資金の貸付を受けなければ常用雇用や安定的な雇用の継続が困難となる者に対して、就職時の当座の生活資金として「就職促進資金」を貸し付ける。本事業を実施することにより、高齢者等の就業率等の向上に寄与する。	579
(46)	公正採用選考等推進費(平成10年度)	1.8億円(1.5億円)	1.6億円(1.2億円)	1.6億円	-	事業主に対して、適性と能力に応じた公正な採用選考システムの確立を図るよう事業所内に選任される公正採用選考人権啓発推進員に対する研修や事業所等に対する集中セミナーの開催等により、啓発指導等を行う。本事業を実施することにより、高齢者等の就業率等の向上に寄与する。	580
(47)	日雇労働者等技能講習事業(平成13年度)	3.1億円(2.4億円)	3.0億円(1.9億円)	3.0億円	-	日雇労働者等の就業機会の確保を図るため、技能を有しない日雇労働者等を対象に、技能労働者として必要な技能の習得や資格・免許の取得等を目的とした技能講習等を実施する。本事業を実施することにより、高齢者等の就業率等の向上に寄与する。	581
(48)	ホームレス等に対する就労支援事業(平成12年度)	4.1億円(4.0億円)	3.4億円(3.3億円)	3.4億円	-	ホームレスや日雇労働者の就労・職場定着を図るため、生活困窮者・ホームレス自立支援センター等へ出張しての職業相談・職業紹介や、事業主等に対する職場定着指導を行う。また、ホームレスの就労を円滑に推進するため、地方自治体やNPO等のノウハウを活用した都市雑業等の就業支援を行う。本事業を実施することにより、高齢者等の就業率等の向上に寄与する。	590

(49)	生活保護受給者等就労自立促進事業 (平成25年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野④】	80.5億円 (72.5億円)	81.3億円 (74.2億円)	82.0億円	10	生活保護受給者等を含め広く生活困窮者の就労による自立を促進するため、福祉事務所にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、両者のチーム支援によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど両機関が一体となった就労支援を推進する。 本事業を実施することにより、高齢者等の職業の安定を図る。	602			
(50)	教育訓練受講者支援金融事業 (平成27年度)	0.1億円 (0円)	0.1億円 (0円)	0.1億円	—	専門実践教育訓練を受講する者のうち、一定の要件を満たす者については給付金が受給できるが、さらに希望者に対して、労働金庫からの貸付を行うことで、円滑な訓練受講が図られ、施策目標の達成に寄与する(貸付受付を30年度末で終了。)	604			
(51)	特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)の支給 (平成29年度)	7.4億円 (1.7億円)	1.2億円 (1.6億円)	1.7億円	—	生活保護受給者等を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し助成を行うことにより、その円滑な就職を促進すること等を目的とする。特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)により、生活保護受給者等の雇入れが助成されることで、これらの者の雇用の促進が図られ、施策目標の達成に寄与する。	610			
施策の予算額(執行額)(千円)		平成30年度		令和元年度		令和2年度		政策評価実施予定 時期(評価予定表)	令和2年度	
		129,265,921(114,682,899)		220,983,475(119,201,186)		537,804,302				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		①ニッポン一億総活躍プラン ②働き方改革実行計画 ③経済財政運営と改革の基本方針 ④未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革— ⑤経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～ ⑥第198回国会における衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明演説				①平成28年6月2日(閣議決定) ②平成29年3月28日(働き方改革実現会議決定) ③平成29年6月9日(閣議決定) ④平成29年6月9日(閣議決定) ⑤平成30年6月15日(閣議決定) ⑥平成31年3月8日		①希望出生率1.8の実現 ①若者の雇用安定・待遇改善 ②子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化 介護離職ゼロの実現 ⑦高齢者への多様な就業機会の確保 ⑧障害者、難病患者、がん患者等の就労支援 ②5. 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進 7. 女性・若者が活躍しやすい環境整備 9. 高齢者の就業促進 ③第2章1(1)④病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進 ⑦若者が活躍しやすい環境整備、高齢者の就職促進 第3章3(1)⑨生活保護制度、生活困窮者自立支援制度の見直し ④第2ⅡA3(2)ii)⑤若者や就職氷河期世代の活躍支援 ⑥障害者等の就労促進 iii)②中高年・高齢者の就業・転職促進 ⑤第2章. 力強い経済成長に向けた重点的な取組1.(2)②高齢者雇用の促進 ③障害者雇用の促進 4.(1)⑤外国人材への支援と在留管理等 (2)従来の外国人材受入れの更なる促進 ⑥ 改正出入国管理法に基づく新たな外国人材の受入れについては、本年4月の施行に向けて、介護・ビルクリーニング分野における受入環境の整備、適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生対策の実施、適切な社会保険の適用促進、安心・安全に医療機関を受診できる環境の整備などに取り組み、外国人材がその能力を有効に発揮できる環境を整備してまいります。		